

知事の権限の一部を保健所長に委任する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和2年12月25日

静岡県知事 川勝平太

静岡県規則第75号

知事の権限の一部を保健所長に委任する規則の一部を改正する規則

知事の権限の一部を保健所長に委任する規則（昭和48年静岡県規則第4号）の一部を次のように改正する。

改正前		改正後	
<p>(事務の委任)</p> <p>第1条 地域保健法（昭和22年法律第101号）第9条及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第153条第2項の規定に基づき、次の表の中欄に掲げる法令の区分ごとに同表の右欄に掲げる事務（同表15の項から16の項までに掲げる事務にあつては、専ら動物のために使用されることが目的とされている医薬品、医薬部外品、医療機器又は再生医療等製品に係るものを除く。）を保健所長に委任する。</p>		<p>(事務の委任)</p> <p>第1条 地域保健法（昭和22年法律第101号）第9条及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第153条第2項の規定に基づき、次の表の中欄に掲げる法令の区分ごとに同表の右欄に掲げる事務（同表15の項から16の項までに掲げる事務にあつては、専ら動物のために使用されることが目的とされている医薬品、医薬部外品、医療機器又は再生医療等製品に係るものを除く。）を保健所長に委任する。</p>	
<p>(略)</p>		<p>(略)</p>	
21	<p>(略)</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>第52条第1項</u>の規定による許可（<u>食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号）第35条第1号から第5号まで、第9号、第10号、第12号、第14号、第16号、第22号及び第29号から第31号までに掲げる営業に係るものに限る。</u>）に関する事務</p> <p>(5) <u>第54条</u>の規定による廃棄又は処置の命令（と畜場</p>	21	<p>(略)</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>第55条第1項</u>の規定による許可に関する事務</p> <p>(5) <u>第57条第1項</u>の規定による届出の受付</p> <p>(6) <u>第58条第1項</u>の規定による届出の受付</p> <p>(7) <u>第59条</u>の規定による廃棄又は処置の命令（と畜</p>

		<p>内における食肉及び食鳥処理における食肉に係るものを除き、許可の取消しにあつては(4)に掲げる許可に係るものに限る。)</p> <p>(6) <u>第55条第1項の規定による許可 ((4)に掲げるものに限る。)</u>の取消し及び営業の禁止又は停止</p> <p>(7) <u>第56条の規定による整備改善の命令、許可 ((4)に掲げるものに限る。)</u>の取消し及び営業の禁止又は停止</p>			<p>場内における食肉及び食鳥処理における食肉に係るものを除く。)</p> <p>(8) <u>第60条第1項の規定による許可の取消し及び営業の禁止又は停止</u></p> <p>(9) <u>第61条の規定による整備改善の命令、許可の取消し及び営業の禁止又は停止</u></p>	
22	食品衛生法施行令	(略)		22	食品衛生法施行令 (昭和28年政令第229号)	(略)
23	(略)	(1) <u>第71条の規定による届出 (21の項の(4)に掲げる許可に係るものに限る。)</u> の受付		23	(略)	(1) <u>第71条の規定による届出の受付</u>
24	食品衛生法施行条例 (平成12年静岡県条例第37号)	(1) <u>第4条の規定による届出の受付</u> (2) <u>別表第1管理運営基準の規定による食品衛生責任者の設置又は変更の届出の受付</u>		24	削除	
24 の 2	(略)	(1) <u>第3条第1項の規定による許可証 (21の項の(4)に掲げる許可に係るもの</u>		24 の 2	(略)	(1) <u>第3条第1項の規定による許可証の交付</u>

		に限る。)の交付 (2) 第4条の規定による届出 <u>(21の項の(4)に掲げる許可に係るものに限る。)</u> の受付 (3) 第6条第1項又は第2項の規定による許可証 <u>(21の項の(4)に掲げる許可に係るものに限る。)</u> の返納の受付			(2) 第4条の規定による届出の受付 (3) 第6条第1項又は第2項の規定による許可証の返納の受付
(略)			(略)		
24 の 4	(略)	(1)～(7) (略) (8) 第12条第3項の規定による調査(政令第5条第1項第5号、第6条第1項第6号及び <u>第7条第1項第7号</u> の規定による事務に係るものに限る。)	24 の 4	(略)	(1)～(7) (略) (8) <u>第10条の2第1項の規定による届出の受付(政令第7条第1項第7号の規定による事務に係るものに限る。)</u> (9) <u>第10条の2第2項の規定による公表(政令第7条第1項第7号の規定による事務に係るものに限る。)</u> (10) 第12条第3項の規定による調査(政令第5条第1項第5号、第6条第1項第6号及び <u>第7条第1項第8号</u> の規定による事務に係るものに限る。)
25	静岡県魚介類等行商取締条例(昭和34年	(1) <u>第3条第1項の規定による許可に関する事務</u> (2) <u>第4条第4項の規定による許可証又は記章の再交付</u> (3) 第5条第3項の規定に	25	削除	
	条例第	(4) <u>第8条第1項の規定に</u>			

	37号)	<u>よる衛生講習</u> <u>(5) 第10条第1項の規定に</u> <u>よる報告の要求、立入検査</u> <u>及び質問</u> <u>(6) 第11条第1項の規定に</u> <u>よる許可の取消し</u>			
(略)		(略)			
2 (略)		2 (略)			

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

- 1 この規則は、令和3年6月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 地域保健法（昭和22年法律第101号）第9条及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第153条第2項の規定に基づき、食品衛生法等の一部を改正する法律（平成30年法律第46号）附則第9条の規定による届出の受付を保健所長に委任する。